

感染時（陽性者または濃厚接触者が発生した場合など含む）の対応等に関するご意見・ご要望など

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>1</p> <p>感染者が出てしまった場合の行動基準・仕組み・環境づくりをお願いしたいです。 実際に感染者が出てしまった場合の対応に不安があります。 横浜市の情報の中に、出てしまった場合どう理解をして対応・行動したかの事例があると思います。 全ての施設で共有させてほしい。またコロナに関しての横浜市が持っている情報も共有させてもらいたい。</p>	<p>【高齢】 職員及び利用者「感染者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合のサービス提供に係る対応について、下記のページにフェーズ毎の具体例をお示ししていますので、ご確認ください。 【参考】 新型コロナウイルス感染症の疑い事例が発生した場合の対応について(横浜市HP) (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#utagai)</p> <p>【障害】 市内事業所・施設での事例を取りまとめたものではありませんが、厚生労働省が実施した「障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会」で、横浜市の事業所が、実際に感染が発生した場合にどう動けばよいかというテーマで事例を紹介していただいておりますのでご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour eisha/douga_00008.html)</p> <p>また、障害福祉サービス事業所・施設の皆様への情報共有につきましては、本市ホームページの事業者向け情報に掲載の「新型コロナウイルス関連情報【障害者福祉】」等をご覧ください。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/)</p>
<p>2</p> <p>感染者が出てしまった場合の行政の窓口設置、サポート、および保健所窓口を含む対応の統一化をお願いしたい。 また、有事の事態において土・日の連絡が繋がらない為、対応が遅くなってしまふ。土・日祝日でも連絡が繋がる仕組みを作ってほしい。 (例えば専用ダイヤル等)</p>	<p>【高齢・障害 共通】 職員や利用者等で「感染が確認された者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合は、メールで状況等をご報告いただいております。所定の報告様式に必要事項を入力しパスワードを設定の上送信いただくようお願いいたします。</p> <p>【相談窓口について】 施設所在区の福祉保健課が窓口になりますのでご連絡ください。</p> <p>【土日の連絡窓口について】 土日も含め、相談窓口は施設所在区の福祉保健課となります。 もし、土日祝日に対応が必要と平日中に判明した場合、平日中に福祉保健課に一報して頂けると幸いです。とありがたい。</p>
<p>3</p> <p>・濃厚接触者の基準・定義、接触者になる理由を明確にしてほしい。 ・濃厚接触者等の隔離期間の見直しはあるか。</p>	<p>【濃厚接触者の基準等について】 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年1月8日改訂）のとおり、「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者とされています。 ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な患者防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。</p> <p>【隔離期間について】 濃厚接触者の隔離期間（14日間）は、ウイルスの潜伏期間を考慮して考えられています。潜伏期間は発症の可能性があるので、隔離期間の見直しは予定されておりません。</p>
<p>4</p> <p>・事業所で、濃厚接触者が発生した場合に、通所が2ヶ所以上だと法人同士の連携の仕方はどうするかをききたい。 ・濃厚接触者の賃金保障はどうするのか。</p>	<p>【濃厚接触者が発生した場合に、通所が2ヶ所以上における連携について】 濃厚接触者が2ヶ所以上の施設を利用している場合、原則は濃厚接触者本人の同意を得た上で、法人同士間で連携して対応をお願いします。</p> <p>【濃厚接触者の賃金保障はどうするのか。】 下記URL厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）の「4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など） 問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。」を参照してください (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)</p> <p>また【感染が疑われる方への対応】は 下記URL厚生労働省HP：「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）の「1. 緊急事態宣言と政府の方針」問5「発熱や咳などの症状がある場合には、どうしたらよいですか。」」をご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html) これに基づき、「受診・相談センター」でのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。</p>

感染時（陽性者または濃厚接触者が発生した場合など含む）の対応等に関するご意見・ご要望など

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>5 濃厚接触者が発生した場合のとるべき行動を教えてください。 また、検査体制の充実、人的支援や物品支援についても考えて欲しい。</p>	<p>【高齢】 職員及び利用者「感染者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合のサービス提供に係る対応について、下記のページにフェーズ毎の具体例をお示ししていますので、ご確認ください。 【参考】 新型コロナウイルス感染症の疑い事例が発生した場合の対応について(横浜市HP) (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#utagai) なお、感染者が発生した場合等においては、事業所の状況等について、本市へご連絡をいただいております。 また、「横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」では、新型コロナウイルス感染者が発生した日以降に、コロナ対応でかかった経費等を補助します。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/teikyoutaiseikakuho.html)</p> <p>【障害】 感染者が発生した場合等においては、事業所の状況等について、本市へご連絡をいただいております。物資に不足がある場合、本市の備蓄物資をご提供いたしますので、あわせてご連絡をお願いします。その他、事業所の対応等につきましては、これまでの通知を本市ホームページにてご参照ください。(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html)</p>
<p>6 感染時の施設内でのゾーニングが難しい。</p>	<p>【高齢・障害 共通】 ○ゾーニング 施設の状況等により、対応が難しい場合も想定されますが、可能な限り次の対応をお願いします。 ・感染症にかかった利用者があるエリアと、そうでないエリアに分けて、感染が拡大しないようにします。 ・職員は各エリアを行き来するのではなく、各エリアの受け持ちを決めます。 ・感染症にかかった利用者が入るエリアの中でも、動線が交差しないように人の動きに注意します。 ・感染症にかかった利用者を使用した物品等は、そのエリア内で廃棄・消毒ができるようにします。 ・可能であれば、各エリアに職員更衣室を設定することが推奨されます。 ・エリアを越えた利用者の移動は行わないようにします。</p> <p>【参考】 ★「高齢者施設向け「ゾーニング」の考え方について(横浜市HP) https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/keizokushien.html</p> <p>★障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html</p> <p>★介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html</p>
<p>7 感染時の隔離をしてくれるスペースや施設が欲しい。 また、病院等の受け入れ先（即時、優先利用）を確保してほしい</p>	<p>【高齢・障害 共通】 PCR検査で陽性となった方の宿泊療養については、保健所が判断を行いご案内しています。事業所・施設での感染状況や障害状況等に応じて、個別に対応を検討することとなりますので、まずは保健所にご相談ください。</p>

感染時（陽性者または濃厚接触者が発生した場合など含む）の対応等に関するご意見・ご要望など

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>8 感染時のPCR検査体制の充実、対応マニュアルの整備をしてほしい</p>	<p>【高齢】 高齢者施設・事業所に必要な感染症の知識や対応方法などをまとめたガイドラインをご活用ください。</p> <p>【参考】 ・「介護現場における感染対策の手引き 第2版」「介護職員のための感染対策マニュアル」（令和3年3月厚生労働省老健局） （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html） ・「新型コロナウイルス感染症 高齢者福祉施設における対応の手引き」（令和3年4月神奈川県） （https://www.google.com/url?esrc=s&q=&rct=j&sa=U&url=https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/guidance_2.pdf&ved=2ahUKEwiF64HU3dP0AhV-sFYBHbYhBi8QFnoECAoQAg&usg=AOvVaw1D7M-OLruPYMv5_PIFOhOC）</p> <p>【障害】 感染者が発生した場合等、事業所の対応につきましては、これまでの通知を本市ホームページにてご参照ください。 （https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html）</p>
<p>9 感染者が出た場合のサポートをしてほしい（人員・物品・資金援助等）</p>	<p>【高齢・障害 共通】 感染者が発生した場合等で、その対応に要したかかり増し経費について補助する事業を行っています。詳細は以下のホームページをご参照ください。</p> <p>★高齢：横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業、ほか （https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/）</p> <p>★障害：令和3年度横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金、ほか （https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/）</p> <p>また、感染防止対策に必要な物資については、事業所・施設で備蓄を行っていただくよう通知を行っているところですが、感染者が発生した場合は、事業所の状況等について、本市へご連絡をいただき、物資に不足がある場合、衛生物資の支援をさせていただいております。</p>

自治体、関係機関等の施策・活動等（PCRや抗原検査、ワクチン接種、物品および資金支援など）に関するご意見・ご要望

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
1 行政からの指示、サポートがどこまであるのか、また、対応速度を早めてもらいたいのと、先手を打つての対応をお願いしたい	【高齢・障害 共通】 各区保健所からも陽性者の接触状況等についての調査が行われますので引き続き適切な対応をお願いします。 なお、感染拡大防止に向けて、感染の発生について所管課に連絡があった場合は、個別に施設等の状況を確認したうえで、必要に応じて衛生資材等を緊急的に提供します。
2 行政から新型コロナに対しての告知物や、適切な注意喚起などを行ってほしい。	【高齢・障害 共通】 厚労省や県・市からの通知や共有すべき情報については、施設等の皆さまにできるだけ早くご覧いただけるよう横浜市ホームページへの掲載、メールでの配信を行っていますので、ご確認ください。 ★高齢(横浜市HP) https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html ★障害(横浜市HP) https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/
3 市の職員の方々に施設の現場を見てもらいたい。 各施設の大きさ等の違いによって困っている内容も違うし、何より心身の疲弊度が大きい現状を見て下さい。 また、巡回訪問の中で改善点やアドバイス等がほしい	【高齢・障害 共通】 職員の方々には、感染拡大防止に全力で取り組んでいただき、心よりお礼申し上げます。これまでも職員や利用者の方々から様々なご意見をいただいております。今後も施設の皆さまと連携しながら、支援をしてみたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
4 アンケートが多すぎるし、活かされている気がしない。 提出物も多く、締切も短い。また、各種手続きも簡単にするなど改善してほしい	【高齢・障害 共通】 アンケートは衛生資材の不足状況や施設等の運営状況を把握するために実施していました。お忙しいところお手数をおかけしたましたが、ご協力いただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ今後の実施方法を検討してまいります。 また、今後も横浜市として取組や対策を検討するにあたっては、必要な調査も発生してまいります。皆様のご協力により初めて検討が進む事業もございまして、引き続きの御協力をお願いするとともに、ご意見を踏まえ、今後の調査等に活かしてまいります。
5 行政からの情報をフィードバックしていただき情報を共有してほしい。 特に、コロナへのリアルな対応方法における多くの事例集がほしい。 また、物品や感染ルート情報の提供、サポート内容や進捗状況、行動の見直し状況などを積極的に発信してほしい	【高齢】 感染防止対策の実施方法や感染発生時の対応については、厚労省や本市からの情報を随時発信しております。オンライン配信による感染防止対策の研修なども実施しています。陽性発生時の実際の対応は個々の状況で変わりますが、感染拡大防止に有用な情報は適宜提供させていただきますのでご確認ください。 【障害】 市内事業所・施設での事例を取りまとめるはおりませんが、厚生労働省が実施した「障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会」で、横浜市の事業所が、実際に感染が発生した場合にどう動けばよいかというテーマで事例を紹介していただいておりますのでご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_a_00008.html) また、障害福祉サービス事業所・施設の皆様への情報共有につきましては、本市ホームページの事業者向け情報に掲載の「新型コロナウイルス関連情報【障害者福祉】」等をご覧ください。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/)
6 横浜市の感染防止対策等に関する新しい事業・施策、ならびに継続支援事業及び協力支援事業の見直しについて、感染者が出ている施設への支援だけではなく、出ていない施設に対しても支援してほしい。 (感染者が出る・出ないにかかわらず環境を整備したり、リスクを下げる為に 様々なことを準備・取り組んでいるのは皆一緒。経費や時間も同じようにかかっている。)	【高齢・障害 共通】 昨年度から実施している継続支援事業等のかかり増し助成は、感染が発生した場合においてもサービスの継続が求められることから、緊急時の必要な人材確保・職場環境の復旧・改善を支援することを目的としています。今後も限られた財源等を活かし、必要な支援を検討、実施してまいります。
7 国・県・市における連携や一本化をきっちりしてほしい	【高齢・障害 共通】 貴重な御意見としていただき、今後も効率的な連携を目指してまいります。
8 本当に日常生活に必要なものを手厚く支援してほしい（施設や利用者に対して）	施設等への支援については、感染拡大期における緊急的な支援として衛生資材の提供や補助金の支給、施設運営に対する助言等を行っています。引き続き可能な支援を実施してまいります。
9 保健所の対応の改善、機能を充実させてほしい。 また医療機関との連携や、熱発者が出た場合の環境・人的サポートを支援してほしい	【保健所の対応の改善、機能の充実について】 * 保健所は医療機関から発生届を受理したところから対応が始まります。同施設に複数の患者が出ている場合、クラスターに発展しないよう、施設に訪問指導に伺っていますが、同時多発的に起こると、対応までに時間がかかることがあります。 【医療機関との連携、熱発者が出た場合の環境・人的サポートについて】 * 発熱者の全身状態や、医療の逼迫状況にもよりますが、入院が必要と判断されるケースでは、保健所が医療機関へつながるように対応しています。スタッフなどを含めた人的サポートについては、まずは同じ法人内で調整するなどの対応をしていただくようお願いいたします。
10 メール・通知が多すぎるため少なくしてほしい。 また、簡素化して、わかりやすくしてほしい	【高齢・障害 共通】 厚労省や県・市からの通知や共有すべき情報については、できるだけ早くご覧いただけるようホームページへの掲載、メールでの配信を行っています。引き続き、分かりやすく、タイムリーな情報提供に努めてまいります。
11 定期的なPCR検査・抗体検査の実施、継続をお願いしたい。 現状3月までは支援してくれると聞いていますが、その先の支援についてもお願いしたいです。職員の方が安心して仕事ができる環境づくり・仕組みづくりをお願いしたいです。また、各種検査キットの無料提供等もお願いしたい	【高齢・障害 共通】 定期的なPCR検査は、神奈川県が日本財団と連携して行っており、令和4年3月まで実施予定ですが、次年度以降の実施については未定となっています。 なお、PCR検査は偽陰性（本当は陽性だが、陰性と判定される）の可能性もあるため、検査結果に頼らず、日頃から感染対策を徹底して頂くようお願いいたします。

自治体、関係機関等の施策・活動等（PCRや抗原検査、ワクチン接種、物品および資金支援など）に関するご意見・ご要望

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>12 有事の際に相談できる窓口が欲しい。 できれば、県、市の窓口の一本化や、施設同士をつなげるネットワークを有した施設専用の窓口にしてほしい</p>	<p>【高齢・障害 共通】 横浜市では、新型コロナウイルス感染症に関することについては、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」で24時間相談を受け付けています。 また、事業所における有事の際には、各事業所管課が対応することになるかと思えます。所管課にご連絡いただいた場合には、感染の状況を確認し、衛生資材の緊急的な提供や運営について助言等を行っています。</p>
<p>13 日常に戻していく指針を作って欲しい。 また、現状外出をするのに不安があります。外出、面会、除菌・消毒等の基準を行政から出してほしい。</p>	<p>【高齢・障害 共通】 日常の過ごし方等の一般的な制限の緩和については、11月22日の神奈川県からのお知らせ「感染防止対策に係る協力のお願について」 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/211122_message.html)を御参照いただければと思いますが、感染防止対策は今後も継続していく状況にあるかと考えております。 また、面会については神奈川県のガイドラインや厚生労働省の通知も参考にしてください。 ★高齢：神奈川県ガイドライン (https://www.google.com/url?esrc=s&q=&rct=j&sa=U&url=https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/u.pdf&ved=2ahUKEwiAoPXEtT0AhUZhiYBHTLEBy8QFnoECAgQAg&usg=AOvVaw1AHHjnsK9k_jUuzpz-2Yxw) ★高齢「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf) ★障害：「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858423.pdf)</p>
<p>14 各施設ごとのマニュアル作成になってしまっているのが、基準にバラつきがあると思います。 基準や線引きの明確なものを行政から出してほしい。 出してもらった上で、そこから先は各施設ごとのマニュアルでいけば一定のリスクは下げられるのではないかと思います。</p>	<p>【高齢・障害 共通】 マニュアル作成については、事業所ごとに異なる対応もあるかと考えます。マニュアルを作成することで感染防止対策をより一層ご検討いただくことにつながるかと考えます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 また、本市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症における感染疑い事例等が発生した際の対応について、フェーズに則した対応例を示していますのでご参照ください。 【参考 横浜市HP】 ★高齢：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html ★障害：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/ 【参考 厚生労働省HP】 ★高齢： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html ★障害：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html</p>
<p>15 人的支援、人的補償をしてほしい。 できれば、知識や資格を持った方のサポートがありがたい</p>	<p>【高齢・障害 共通】 人的支援等については、下記の補助事業により職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、各施設間での相互応援体制を支援します。 ★高齢：横浜市新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援援助成事業、横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html) ★障害：令和3年度横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金、ほか (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/)</p>
<p>16 マスク、フェイスシールド等の支援をしてほしい。マスクは高性能なものが多い</p>	<p>【高齢・障害 共通】 感染防止対策に必要な物資については、事業所・施設で備蓄を行っていただくよう通知を行っているところです。ご対応をお願いします。 なお、感染者が発生し物資に不足がある場合、必要に応じて本市の備蓄物資をご提供いたしますので、あわせてご連絡をお願いします。</p>

訪問先施設における事業継続、運営上の課題、お悩みごと等（ご意見・ご要望含む）

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>1 利用者やご家族の面会について（面会の基準、やり方、感染防止策等）</p>	<p>【高齢・障害 共通】 面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応の検討をお願いします。</p> <p>【参考】 ★高齢： ・神奈川県ガイドライン (https://www.google.com/url?esrc=s&q=&rc=j&sa=U&url=https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/u.pdf&ved=2ahUKEwiAoPXeitT0AhUZHyBHTLEBy8QFnoECAgQAg&usg=AOvVaw1AHHjnsK9k_jUuzpz-2Yxw) ・「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf) ★障害「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858423.pdf)</p>
<p>2 利用者へのサービス内容（外出・レクリエーション・イベント等）について普段通りの生活になかなか戻していけない。個室にて接触しての面会が出来ない、職員と利用者と一緒に食事ができない、自由に外出できない等。そこに対してのご家族や利用者様のストレスが大きい。（利用者の筋力の低下や心身の疲労・ストレスが大きい。）</p>	<p>【高齢・障害 共通】 外出については、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意してください。感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して利用者の外出についての対応を検討してください。</p> <p>【参考】 ★高齢「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf) ★障害「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858423.pdf)</p>
<p>3 利用者への感染防止策（マスク着用、アクリル板等）について、マスクが苦手な人や、アクリル板を嫌がる利用者に対して対策があると嬉しい。</p>	<p>【高齢・障害 共通】 認知症の利用者等で、マスクを嫌がったり、感染症の流行時であることが理解できず、マスクを着用してもらえないときでも、マスク着用の声かけは続けましょう。その上で、検温など利用者の健康管理を徹底し、机や手すりなどこまめな消毒をしましょう。</p> <p>【参考】 ★高齢：「介護現場における感染対策の手引き 第2版」（令和3年3月厚生労働省老健局） (https://www.mhlw.go.jp/content/000751014.pdf) ★障害：「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省障害保健福祉部） (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)</p>
<p>4 利用者のご家族等への対応（行動制限、注意喚起等）について</p>	<p>【高齢・障害 共通】 面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応の検討をお願いします。</p> <p>【参考】 ★高齢「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf) ★障害「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000858423.pdf)</p>
<p>5 職員等の上記以外の対応・課題について（職員が安心して従事できる環境づくりなど）</p>	<p>【高齢・障害 共通】 介護職員は自分自身の感染予防に加えて、利用者の感染予防にも細心の注意を払いながら、日々の業務にあたる必要があり、平時よりも大きな心理的ストレスを抱えています。非日常であることを認識し、職員の健康管理に注意するとともに、職員が何でも話しやすい雰囲気を作ることが必要です。また、保健所や外部機関にも相談できる体制を整えておくことが重要です。</p> <p>【参考】 ★高齢： ・「介護現場における感染対策の手引き 第2版」（令和3年3月厚生労働省老健局） (https://www.mhlw.go.jp/content/000751014.pdf) ・介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和2年12月厚生労働省老健局） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html) ・「新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド」（厚生労働省令和3年3月） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html) ★障害： ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html) ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)</p>

訪問先施設における事業継続、運営上の課題、お悩みごと等（ご意見・ご要望含む）

事業所からのご意見・ご要望	横浜市からの回答
<p>6 物資面での不安、お悩み等について（備品の価格高騰、経費の負担増大等）</p>	<p>【高齢・障害 共通】 感染症対策に使用する物品は日頃から在庫管理をしておきましょう。 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでに時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達することが必要です。 また、陽性者が発生した施設・事業所については、下記のとおり、コロナ対応でかかった経費等の補助事業も御活用ください。</p> <p>【参考】 ★高齢：横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業、ほか (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/) ★障害：令和3年度横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金、ほか (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/)</p>
<p>7 施設内における利用制限や感染防止対策について</p>	<p>【高齢・障害 共通】 ○消毒 ・ケアの前には必ず手洗い、手指消毒を行います。「消毒」「除菌」の効果をうたう様々な製品がありますが、目的に合った製品を正しく選び、正しい方法で使用しましょう。 ・手洗い：手指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。 ・熱水：食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすことでウイルスを死滅させることができます。 ・加素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）：テーブル、ドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)」が有効です。「次亜塩素酸」の酸化作用などにより、新型コロナウイルスを破壊し、無毒化します。 ・洗剤（界面活性剤）：テーブル、ドアノブなどには、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効です。界面活性剤は、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。 ・アルコール（濃度70%以上83%のエタノール）：目に見える汚れがない状況では、アルコール消毒液による消毒を行います。物品の性質によっては使用できないものもあるので注意します。アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化します。</p> <p>【参考】 ★高齢：「介護現場における感染対策の手引き 第2版」（令和3年3月厚生労働省老健局） (https://www.mhlw.go.jp/content/000751014.pdf) ★障害： ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)</p>
<p>8 気候や物理的に換気ができない場合の対処方法。また、24時間換気システムがついていても、窓を開けての換気を定期的にする必要があるのかどうか。そうであればそれは何故なのか？</p>	<p>【気候や物理的に換気ができない場合の対処方法。】 ＊窓や扉など、1か所しか風の出口がない場合、出口に向かった対角線上の場所から出口に向けて、扇風機やサーキュレーターで風を送る。 また、人や時間を分けて、室内の密を避ける。共用物品のこまめな消毒を行う。</p> <p>【24時間換気システムがついていても、窓を開けての換気を定期的にする必要があるのかどうか。】 ＊常時換気設備（24時間換気システム）が適切な状態で使用されている場合には、窓を開けての定期的な換気は不要と思われるが、部屋の状況において適宜窓を開けることも有効です。</p> <p>【参考資料】 ・厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け） 建物に組み込まれている常時換気設備や、台所・洗面所の換気扇を常時運転し、最小限の換気量を確保します。 （2003年7月以降に着工された住宅には「常時換気設備（24時間換気システム）」が設置されているので、常時換気設備が設置されている場合は常に稼働させましょう。また、定期的にフィルタの掃除を行い、強弱スイッチがある場合は強運転にして換気量を増やすようにしましょう。 吸気口の位置にも注意が必要で、家具等でふさがると効果が落ちてしまいます。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)</p> <p>・厚生労働省HP：冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たすので、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。 ただし、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つにすぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで感染を確実に予防できるわけではないのでご注意ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)</p>